

「新たな青森市総合計画 基本構想」素案

第3章 施策の大綱

本構想に掲げた「将来都市像」の実現に向けた取組を、体系的・総合的に推進するため、6つの分野ごとに施策の大綱を定めます。

1 しごと創り

○若者をはじめとした多くの市民がこのまちで暮らしていける環境をつくるため、「産業の振興・雇用対策の推進」「農林水産業の振興」「観光の振興」に取り組みます。

<施策の方向性>

(1) 産業の振興・雇用対策の推進

関係機関と連携した若者等の起業・創業や、地元企業による新たな領域での事業展開など、地域資源や特性を活かした新ビジネスへの挑戦を促進するとともに、生産性向上や事業承継の取組などを通じた経営基盤の強化を促進するほか、地域特性に応じた個性と魅力ある商店街づくりを促進します。

また、若者等の地元就職を促進するほか、誰もが安心して働くことができる雇用環境づくりや、地域ニーズに対応した多様な企業の立地等を促進します。

(2) 農林水産業の振興

市産農林水産品の地域ブランド化や高付加価値化に積極的に取り組むことで域内外への販路拡大を図るとともに、販売力の強化に努める攻めの農林水産業を推進します。

また、担い手の確保・育成を進めるとともに、新技術の導入や経営の多角化などにより、農林水産業の経営の体質強化を図るほか、農林水産業の生産基盤である農地や森林、漁港などの適正な管理やその有効活用を通じて、優良農地の確保や森林などがもつ多面的機能の維持・発揮と水産資源の保護を図ります。

(3) 観光の振興

広域的な連携による戦略的なプロモーションを展開することで、交流人口の拡大を図ります。

また、自然、歴史・文化、食などの地域特性を活かした魅力づくりを進めることで、観光地としてのブランド力の向上を図るほか、ホスピタリティの向上など受入態勢の強化を図ります。

2 ひと創り

○将来を担う世代を育むため、「子ども・子育て支援の充実」「教育の充実」「スポーツの推進」「文化・芸術の推進」に取り組みます。

<施策の方向性>

(1) 子ども・子育て支援の充実

安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目がなく、多様なニーズに応じたきめ細やかな子育て支援を推進します。

また、子どもが身近な地域の中で安全・安心に過ごすことができる環境づくりを進めるとともに、子どもが自ら考え、主体的に活動できる環境づくりを進めます。

(2) 教育の充実

学校を取り巻く状況の変化に対応しながら、安全・快適で質の高い教育を受けることができる教育環境づくりを進めるほか、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育む環境づくりを進めることで、子どもたちの確かな学力・豊かな人間性・健やかな体など「生きる力」の育成を図ります。

子どもの発達や学びの連続性を保障するための教育活動の充実を図るとともに、全ての子どもたちが安心して学ぶことができるよう、保護者も含めた支援体制の充実・強化を図ります。

また、国際社会の一員である自覚を持ったグローバルな人材を育成するとともに、学校・家庭・地域や関係団体等が連携し、青少年の健全育成を支援するほか、市民誰もが生涯にわたり、興味や必要に応じて、知識や技術を学び、地域や社会で活かすための環境の充実を図ります。

(3) スポーツの推進

年間を通じて、市民誰もがスポーツに親しめる環境づくりを進めることで、本市のスポーツ人口を増加させるとともに、スポーツを通じた交流人口の拡大により、地域活性化を図ります。

また、官民連携により、選手の育成と指導者の確保を進めることで、競技力の向上を図ります。

(4) 文化・芸術の推進

市民が文化芸術に身近に触れ合うことができる環境づくりを進めるとともに、文化芸術に対する子どもたちの関心を喚起することや後継者の育成を図ることで、次世代へ継承します。

また、文化財を適正に保存・管理していくとともに、観光資源として活用を図ります。

3 まち創り

○誰もが住み慣れた社会で安全で快適に暮らすことができるよう、「地域内連携・広域連携の推進」「安全・安心な市民生活の確保」「ユニバーサル社会の形成」に取り組みます。

<施策の方向性>

(1) 地域内連携・広域連携の推進

若い世代をはじめとした地域活動の担い手の育成を支援するとともに、多様な主体の連携・協働により、多様化・複雑化する地域課題の解決を図り、地域の個性を活かしたまちづくりを進めます。

また、生活圏や経済圏が密接に結びつく地域や共通の資源を持つ近隣地域との広域連携を推進することで、地域活力の維持・向上を図るとともに、青函交流をはじめとした国内外の都市との交流を推進します。

(2) 安全・安心な市民生活の確保

幼児から高齢者までの各世代に応じた交通安全意識の啓発と市民の参加・協働による交通安全活動を推進するとともに、交通安全施設等の充実を図ります。

また、地域防犯団体の担い手を確保し、地域の防犯意識の高揚を図るとともに、消費者の安全・安心の確保のため消費者教育・啓発活動を推進します。

(3) ユニバーサル社会の形成

男女共同参画社会の形成を促進するとともに、年齢や性別、国籍、障がいの有無に関係なく、誰もが社会の一員として互いを尊重し、認め、支え合い、共に生きる社会の形成を図ります。

また、戦争の悲惨さと平和の尊さを、市民、特に若い世代に伝えていきます。

4 やさしい街

○心身ともに健康で、互いに支え合いながら、安心して生きがいを持って暮らすことができるよう、「保健・医療の充実」「高齢者福祉の充実」「障がい者福祉の充実」「暮らしを支える福祉の充実」に取り組みます。

<施策の方向性>

(1) 保健・医療の充実

市民の更なる健康寿命の延伸に向け、市民のヘルスリテラシー（健康教養）の向上を図り、生活習慣病の予防と各種健康診査・がん検診等の受診率向上等に戦略的に取り組むとともに、自殺の予防を含めたこころの健康づくりを進めます。

また、感染症の予防とまん延防止対策を進めるとともに、必要なときに安心して適切な医療を受けることができる環境づくりを進めます。

(2) 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができるとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保され、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めます。

また、利用者が介護サービスを安心して利用できる環境づくりを進めます。

(3) 障がい者福祉の充実

障がい及び障がいのあるかたに対する市民の理解を深め、障がいのあるかたが地域で安心した暮らしができるとともに、ニーズに応じた福祉サービスを受けることができる環境づくりを進めます。

また、障がいのあるかたの就労の促進や雇用率の向上を図り、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めます。

(4) 暮らしを支える福祉の充実

地域福祉の担い手の育成・確保を進めるとともに、多様な主体と連携しながら、地域で共に支え合い助け合う体制の充実を図ります。

また、生活困窮者の自立を促進します。

5 つよい街

○災害や雪に強く、機能的で快適な環境をつくるため、「防災体制・雪対策の充実」「土地利用・都市景観の形成」「交通インフラの充実」に取り組みます。

<施策の方向性>

(1) 防災体制・雪対策の充実

災害時において、市民の生命と財産を守るため、官民一体となった自助・共助・公助による地域防災体制の強化を図るとともに、災害に強い都市基盤整備を進めます。

また、空家等の適正な管理を促進するほか、地域・除排雪事業者・行政が連携し、効率的・効果的な除排雪を推進するとともに、市民が共に支え合い助け合う雪対策を促進します。

(2) 土地利用・都市景観の形成

適正な土地利用を推進するとともに、公共交通ネットワークとの連携と医療・商業等の都市機能の立地の促進により、コンパクトな複数の拠点づくりを進めます。

都市景観に関する意識醸成や緑化活動の推進などにより、市民・事業者・行政が一体となって、豊かな自然環境と調和した良好な都市景観の形成を図ります。

また、地域特性に応じた良好な居住環境の形成を推進するとともに、多様な居住ニーズに対応できる環境づくりを進めます。

(3) 交通インフラの充実

道路、鉄道、空港、港湾それぞれの機能充実と連携強化を図るほか、都市づくりと連携しながら、公共交通機関の相互連携や利便性の向上により、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

また、安全で快適に移動することのできる道路交通環境の確保を図ります。

6 かがやく街

○豊かな自然を次世代に引き継ぐため、「豊かな自然環境の保全」「快適な生活環境の確保」「廃棄物対策の推進」に取り組みます。

<施策の方向性>

(1) 豊かな自然環境の保全

自然環境を守り育てる活動の充実や自然保護意識の醸成によって、自然環境の保護を図るとともに、陸奥湾資源の保全のため陸奥湾沿岸市町村や関係団体と一体となった環境保全への取組を推進します。

また、再生可能エネルギー等の普及促進、省エネルギー行動の推進などにより、温室効果ガス排出量の削減を図り、地球温暖化対策を推進します。

(2) 快適な生活環境の確保

汚水処理に係る水洗化の促進などにより、公共用水域の水質を保全するほか、公害監視活動の継続、食品衛生・生活衛生対策の推進、犬や猫などをはじめとするペットへの愛護意識の高揚を図ることなどにより、衛生的な生活環境の確保を図ります。

(3) 廃棄物対策の推進

家庭や事業所から出るごみの減量化・資源化に向けた効果的な対策や意識啓発強化などを推進するとともに、不法投棄をさせないための環境づくりや廃棄物の適正処理など、廃棄物対策を推進します。

第4章 推進体制

本構想に掲げた「将来都市像」の実現のための各施策を推進するため、次の基本的な姿勢に立って市政運営を推進していきます。また、(1)～(3)の推進に当たっては、それぞれ個別計画等を策定します。

(1) 行財政改革の推進

ＩＣＴ（情報通信技術）や身近な公共施設などを有効活用するとともに、民間活力の活用などにより、住民ニーズに対応した行政サービスの効果的・効率的提供を進めます。

(2) 人材育成の推進

行政課題に的確に対応し、市民の期待に応え、事務事業の改革・改善に主体的かつ積極的に挑戦する人材の育成と、組織風土づくりを推進します。

(3) 持続可能な財政運営

将来にわたって安定した行政サービスを提供していくため、国の経済財政運営の動向や市の財政状況に留意しながら、持続可能な財政運営を行います。

(4) 市民意識・ニーズの把握と適切な情報提供

様々な手段を活用した適切で分かりやすい情報提供に努めるとともに、若い世代をはじめ、多くの市民の自治意識の高揚を図ります。

多様化・複雑化する地域課題を把握し、市政運営の参考とするため、地域の意見を聞く機会の提供に努めます。